

調査計画

1 調査の名称

労働安全衛生調査（実態調査）（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

2 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲

（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

ア 事業所調査票

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業，林業」（林業に限る。）、
「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・
水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，
保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿
泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援
業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないも
の）」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所

※「生活関連サービス業，娯楽業」は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※「サービス業（他に分類されないもの）」は、外国公務を除く。

イ 個人調査票

上記アの事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者（以下「派
遣労働者」という。）（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除
く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 事業所調査票

約14,000 事業所（母集団の大きさ：約108万事業所）

イ 個人調査票

約18,000 人（母集団の大きさ：約4,127万人）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

（別添1を参照）

ア 事業所調査票

事業所母集団データベース（最新の年次フレーム）により作成された事業所リスト

から産業、事業所規模別に層化抽出法により選定する。

イ 個人調査票

上記アの事業所で就業している労働者を第2次抽出単位とした層化二段抽出法により選定する。なお、事業所調査票の対象事業所を抽出すると同時に個人調査票の対象とする事業所を確定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所調査票

1) 企業及び事業所に関する事項

- a 企業全体の常用労働者数
- b 事業所に従事する者のうち、常用労働者数及び就業形態別労働者数
- c 派遣労働者数

2) メンタルヘルス対策に関する事項

- a メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の有無及び労働者数
- b メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容
- c ストレスチェックの結果に関する分析の有無及び分析結果の活用方法
- d メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由
- e メンタルヘルス対策への取組予定

3) 職場の感染防止対策に関する事項

- a 職場における感染症対策の有無及び取組内容

4) 化学物質のばく露防止対策に関する事項

- a 化学物質の取扱いの有無及び取扱い形態
- b 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント実施状況
- c リスクアセスメントを実施していない理由
- d 化学物質を製造、譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況
- e GHSラベルを表示していない理由
- f 化学物質を製造、譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況
- g 安全データシート（SDS）を交付していない理由

5) 産業保健に関する事項

- a 一般健康診断の対象者の有無及び実施状況
- b 一般健康診断の有所見者の有無及び有所見者への措置の内容
- c 一般健康診断の費用負担
- d 一般健康診断の対象者が加入する医療保険者の内容
- e 労働者が加入する医療保険者からの一般健康診断結果の求めの有無及び提供の有無
- f 歯科健診を実施しなければならない業務の有無及び実施の有無

- g 労働安全衛生法に基づく歯科健診以外の健診の実施の有無
 - h 傷病を抱えた労働者の治療と仕事を両立できるような取組の有無及び内容
 - i 傷病を抱えた労働者の治療と仕事を両立できるような取組に関し困難や課題の有無及び内容
- 6) 安全衛生管理体制に関する事項
- a 安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会の設置の有無及び委員会を設置しない理由
 - b 委員会の開催回数及び開催したときの議題内容
- 7) 労働災害防止対策に関する事項
- a 転倒災害防止対策の取組の有無及び内容
 - b 荷役作業の有無、労働災害発生の有無及び労働災害防止対策の内容
- [集計しない事項の有無 無 有
- ・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

イ 個人調査票

- 1) 労働者の属性等に関する事項
- 性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種
- 2) 勤務の状況に関する事項
- a 勤務形態
 - b 深夜業務の有無
- 3) 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項
- a 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスとを感じる事柄の有無及び内容
 - b 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無、相談の有無及び相談による解消の状況
- 4) 喫煙に関する事項
- a 職場での喫煙習慣の有無
 - b 職場での受動喫煙の有無及び頻度
 - c 職場での受動喫煙による体調不良の有無及び頻度
- 5) 長時間労働に関する事項
- a 働き方の種類
 - b 1か月間の時間外・休日労働時間が80時間を超えた月の有無及び医師による面接指導の状況
 - c 面接指導の希望の申出の有無
 - d 医師による面接指導を受けられなかった理由
 - e 医師による面接指導を受けることを希望しなかった理由

[集計しない事項の有無 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

原則として調査実施年の10月31日現在とする。

ただし、一部の事項については過去1年間（調査実施前年の11月1日～調査実施年の10月31日）を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

ア 事業所調査票

厚生労働省－報告者

イ 個人調査票

厚生労働省－調査対象事業所－報告者

報告者－厚生労働省（回収のみ）

(2) 調査方法（郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール） 調査員調査 その他（ ））

ア 事業所調査票

配布 厚生労働省から報告者に郵送する。オンライン回答に用いる報告者専用のID及びパスワードについては、調査票の配布と併せて通知する。

回収 報告者が記入した後、厚生労働省あて郵送にて提出する。又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）にて回答する。

イ 個人調査票

配布 調査の対象となった事業所に対して、厚生労働省から事業所調査票を送付するのに合わせて個人調査票を郵送し、事業所の担当者等が抽出要領に基づき報告者（調査対象労働者）を抽出し、配布する。オンライン回答に用いる報告者専用のID及びパスワードについては、調査票の配布と併せて通知する。

回収 報告者が自ら調査票を記入し封緘した後に、事業所調査対象事業所に提出し、調査対象事業所から厚生労働省あて郵送にて提出する。又は、報告者から厚生労働省あて郵送若しくはインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）にて回答する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期

その他（1年又は2年）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： ）

※ 労働安全衛生調査（労働環境調査）を実施する年は、実態調査を労働環境調査に代えることとし、実態調査は実施しない。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査実施年の11月1日～11月20日（事業所調査票、個人調査票を同時期に調査を行う。）

8 集計事項

「別添2 労働安全衛生調査（実態調査） 集計事項」

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

調査結果の概況及び調査結果報告書については、インターネット（厚生労働省ホームページ、e-Stat）及び印刷物で公表する。

(3) 公表の期日

調査結果の概況は調査実施翌年9月までに公表する予定。また、調査結果報告書は調査実施翌々年3月までに公表する予定。

10 使用する統計基準

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

調査対象の範囲の画定においては、日本標準産業分類を使用する。

また、事業所調査票の集計結果の表章において、日本標準産業分類を使用して産業別に表章し、個人調査票の調査事項の職種において、日本標準職業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

記入済み調査票：1年

個票データ（調査票を収録した電磁的記録媒体）：常用

(2) 保存責任者

記入済み調査票：厚生労働省賃金福祉統計官

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

労働安全衛生調査（実態調査）の標本設計

1 母集団について

・ 調査の範囲

全国の「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所、当該事業所に雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

※「生活関連サービス業、娯楽業」は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※「サービス業（他に分類されないもの）」は、外国公務を除く。

・ サンプルフレーム

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）により作成された事業所リスト

2 標本設計について

・ 抽出方法

事業所調査については、層化抽出法を用いており、個人調査については、事業所調査の客体となった事業所の一部を第1次抽出単位、個人を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。なお実際の抽出において、廃止等により調査対象外となった事業所があった場合、可能な限りその事業所と同一の層に属する代替標本事業所を選定する。

・ 層化

層化基準は産業、事業所規模としている（別紙参照）。

・ 目標精度

(1) 事業所調査

特定の属性を持つ事業所の割合について、その割合の値にかかわらず、産業別あるいは事業所規模別に標準誤差が原則5%以内となるように次の算式により標本事業所数を決定している。ただし事業所規模別の標準誤差については、以下において（なお書きを除く）、産業と事業所規模の

役割を入れ替えるものとする。

$$S_i \cong \sqrt{\sum_{j=1}^L \left(\frac{N_{ij}}{N_i}\right)^2 \cdot \frac{N_{ij} - n_{ij}}{N_{ij} - 1} \cdot \frac{P_{ij}(1 - P_{ij})}{n_{ij}}}$$

- S_i : 目標精度（割合の標準誤差）（= 5%）
 i : 産業をあらわす添え字
 j : 事業所規模をあらわす添え字
 L : 事業所規模の層の個数
 N_i : 産業*i*における母集団事業所数
 N_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における母集団事業所数
 n_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における標本事業所数
 P_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*において特定の属性を持つ事業所の割合

なお、各産業*i*において、 n_{ij} は、 N_{ij} の大きさに比例するものとする。また上記の標本設計においては、直近3年分の実績の回収率を参考に、目標回収率を設定し、機械的に目標回収率分の回収が行われたと仮定している。

(2) 個人調査

特定の属性を持つ労働者の割合について、その割合の値にかかわらず、産業別あるいは事業所規模別に標準誤差が原則7%以内となるように次の算式により標本労働者数を決定している。ただし事業所規模別の標準誤差については、以下において（なお書きを除く）、産業と事業所規模の役割を入れ替えるものとする。

$$S_i \cong \sqrt{\sum_{j=1}^L \frac{1}{N_i^2} \left(M_{ij}(M_{ij} - m_{ij}) \frac{\sigma_{x_{ij}}^2}{m_{ij}} + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_{k=1}^{M_{ij}} N_{ijk}(N_{ijk} - n_{ijk}) \frac{\sigma_{x_{ijk}}^2}{n_{ijk}} \right)}$$

- S_i : 目標精度（割合の標準誤差）（= 7%）
 i : 産業をあらわす添え字
 j : 事業所規模をあらわす添え字
 k : 事業所をあらわす添え字
 l : 労働者をあらわす添え字
 L : 事業所規模の層の個数
 N_i : 産業*i*における母集団労働者数
 M_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における母集団事業所数

m_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における標本事業所数
 N_{ijk} : 産業*i*、事業所規模*j*の事業所*k*における母集団労働者数
 n_{ijk} : 産業*i*、事業所規模*j*の事業所*k*における標本労働者数
 x_{ijkl} : 産業*i*、事業所規模*j*の事業所*k*における労働者*l*の回答
 項目に該当すれば1、該当しなければ0

$$\sigma_{T_{x_{ij}}}^2 = \frac{1}{M_{ij} - 1} \sum_{k=1}^{M_{ij}} (T_{x_{ijk}} - \bar{T}_{x_{ij}})^2$$

$$T_{x_{ijk}} = \sum_{l=1}^{N_{ijk}} x_{ijkl}$$

$$\bar{T}_{x_{ij}} = \frac{1}{M_{ij}} \sum_{k=1}^{M_{ij}} T_{x_{ijk}}$$

$$\sigma_{x_{ijk}}^2 = \frac{1}{N_{ijk} - 1} \sum_{l=1}^{N_{ijk}} (x_{ijkl} - \bar{x}_{ijk})^2$$

$$\bar{x}_{ijk} = \frac{1}{N_{ijk}} \sum_{l=1}^{N_{ijk}} x_{ijkl}$$

なお、各産業*i*において、 m_{ij} は、各層の労働者数 $\sum_{k=1}^{M_{ij}} N_{ijk}$ に比例するものとする。また上記の標本設計においては、直近3年分の実績の回収率を参考に、目標回収率を設定し、機械的に目標回収率分の回収が行われたと仮定している。

また、

(2)の方法で算出した産業別事業所規模別の標本労働者数・・・A

(1)で算出した事業所調査票の標本事業所数・・・B

1事業所当たり対象労働者数・・・C（下表）

としたとき、 $B \times C < A$ となった場合は、BをA/Cに修正する。

事業所規模 [人]	1,000 ～	500 ～ 999	300 ～ 499	100 ～ 299	50 ～ 99	30 ～ 49	10 ～ 29
対象労働者数	32人	22人	17人	10人	7人	5人	3人

産業区分一覧表
(産業の層化基準は*がついているもの)

表示内容	産業分類等 (日本標準産業分類に基づく分類)
T (計)	調査産業計
○ A	* 02 農業, 林業 (林業に限る)
○ C	* 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業
○ D (計)	建設業
	* 06 総合工事業
	* 07 職別工事業 (設備工事業を除く)
	* 08 設備工事業
E (計)	製造業
○ E1 (計)	消費関連製造業
	* 09, 10 食料品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業
	* 11 繊維工業
	* 13 家具・装備品製造業
	* 15 印刷・同関連業
	* 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	* 32 その他の製造業
○ E2 (計)	非金属系素材関連製造業
	* 12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
	* 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	* 16 化学工業
	* 17 石油製品・石炭製品製造業
	* 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
	* 19 ゴム製品製造業
	* 21 窯業・土石製品製造業
○ E3 (計)	金属系素材関連製造業
	* 22 鉄鋼業
	* 23 非鉄金属製造業
	* 24 金属製品製造業
○ E4 (計)	機械関連製造業
	* 25 はん用機械器具製造業
	* 26 生産用機械器具製造業
	* 27 業務用機械器具製造業
	* 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	* 29 電気機械器具製造業
	* 30 情報通信機械器具製造業
	* 31 輸送用機械器具製造業
○ F	* 33~36 電気・ガス・熱供給・水道業
○ G (計)	情報通信業
	* 37 通信業
	* 38 放送業
	* 39 情報サービス業
	* 40 インターネット附随サービス業
	* 41 映像・音声・文字情報制作業
○ H (計)	運輸業, 郵便業
	* 42 鉄道業
	* 43 道路旅客運送業
	* 44 道路貨物運送業
	* 45 水運業
	* 46 航空運輸業
	* 47 倉庫業
	* 48 運輸に附帯するサービス業

表示内容	産業分類等 (日本標準産業分類に基づく分類)
* 49	郵便業 (信書便事業を含む)
I (計)	卸売業, 小売業
○ I1 (計)	繊維、食料品その他卸売業
* 50	各種商品卸売業
* 51~55	上記以外の卸売業
○ I2 (計)	織物、飲食料品その他小売業
* 56	各種商品小売業
* 59	機械器具小売業
* 60	その他の小売業
* 61	無店舗小売業
* 57, 58	上記以外の小売業
○ J (計)	金融業, 保険業
* 62~66	金融業
* 67	保険業
○ K (計)	不動産業, 物品賃貸業
* 68, 69	不動産業
* 70	物品賃貸業
○ L	学術研究, 専門・技術サービス業
○ M (計)	宿泊業, 飲食サービス業
* 75	宿泊業
* 76, 77	飲食サービス業
○ N (計)	生活関連サービス業, 娯楽業
* 78	洗濯・理容・美容・浴場業
* 79	その他の生活関連サービス業
N1(計)	娯楽業
*	娯楽業 (ゴルフ場除く)
* 80C	ゴルフ場
○ O	教育, 学習支援業
○ P	医療, 福祉
○ Q (計)	複合サービス事業
* 86	郵便局
* 87	協同組合 (他に分類されないもの)
R(計)	サービス業 (他に分類されないもの)
○ R1 (計)	対事業所サービス業
* 91	職業紹介・労働者派遣業
* 92	その他の事業サービス業
○ R2 (計)	対個人サービス業
* 89	自動車整備業
* 90	機械等修理業 (別掲を除く)
○ R3 (計)	対社会的サービス業
* 88	廃棄物処理業
* 93	政治・経済・文化団体
* 94	宗教
* 95	その他のサービス業

事業所規模区分一覧表

事業所の労働者数 (事業所常用雇用者計+受入派遣による)	
1,000人以上	
500～	999人
300～	499人
100～	299人
50～	99人
30～	49人
10～	29人

労働安全衛生調査（実態調査） 集計事項
（令和 4 年調査）

〔事業所調査票〕

- 第 1 表 事業所規模・産業、企業規模別事業所割合
- 第 2 表 企業規模・事業所規模・産業、就業形態別労働者がいる事業所割合及び労働者割合
- 第 3 表 企業規模・産業、事業所規模別事業所割合
- 第 4 表 企業規模・事業所規模・産業別常用労働者及び派遣労働者に占める常用労働者割合及び派遣労働者割合
- 第 5 表 企業規模・事業所規模・産業別過去 1 年間におけるメンタルヘルス不調により連続 1 か月以上の休業をした労働者又は退職者の有無別事業所割合
- 第 6 表 企業規模・事業所規模・産業別過去 1 年間におけるメンタルヘルス不調により連続 1 か月以上の休業をした労働者数割合及び退職者数割合
- 第 7 表 企業規模・事業所規模・産業、メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容（複数回答）別事業所割合
- 第 8 表 企業規模・事業所規模・産業、ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の有無別事業所割合
- 第 9 表 企業規模・事業所規模・産業、ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析結果の活用の有無及び活用方法（複数回答）別事業所割合
- 第 10 表 企業規模・事業所規模・産業、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（複数回答）別事業所割合
- 第 11 表 企業規模・事業所規模・産業、メンタルヘルス対策への取組予定別事業所割合
- 第 12 表 企業規模・事業所規模・産業、職場における感染症対策の実施の有無及び実施した内容（複数回答）別事業所割合
- 第 13 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質の取扱いの有無及び取扱い形態（複数回答）別事業所割合
- 第 14-1 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質）
- 第 14-2 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質）
- 第 15-1 表 企業規模・事業所規模・産業、リスクアセスメントを実施していない理由（複数回答）別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質）
- 第 15-2 表 企業規模・事業所規模・産業、リスクアセスメントを実施していない理由（複数回答）別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質）
- 第 16-1 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際の容器・包装への GHS ラベルの表示状況別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質）
- 第 16-2 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際の容器・包装への GHS ラベルの表示状況別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

- 第 17-1 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際にGHSラベルを表示していない理由別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質）
- 第 17-2 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際にGHSラベルを表示していない理由別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質）
- 第 18-1 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）交付状況別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質）
- 第 18-2 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）交付状況別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質）
- 第 19-1 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際に安全データシート（SDS）を交付していない理由別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質）
- 第 19-2 表 企業規模・事業所規模・産業、化学物質を製造、譲渡・提供する際に安全データシート（SDS）を交付していない理由別事業所割合（労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質）
- 第 20-1 表 企業規模・事業所規模・産業、一般健康診断の実施の有無別事業所割合（正社員）
- 第 20-2 表 企業規模・事業所規模・産業、一般健康診断の実施の有無別事業所割合（契約社員）
- 第 20-3 表 企業規模・事業所規模・産業、一般健康診断の実施の有無別事業所割合（正社員の 4 分の 3 以上働くパートタイム労働者）
- 第 20-4 表 企業規模・事業所規模・産業、一般健康診断の実施の有無別事業所割合（正社員の 2 分の 1 以上 4 分の 3 未満働くパートタイム労働者）
- 第 20-5 表 企業規模・事業所規模・産業、一般健康診断の実施の有無別事業所割合（正社員の 2 分の 1 未満働くパートタイム労働者）
- 第 21 表 企業規模・事業所規模・産業、一般健康診断の有所見者の有無及び有所見者への措置の内容（複数回答）別事業所割合
- 第 22 表 企業規模・事業所規模・産業、一般健康診断の費用負担別事業所割合
- 第 23 表 企業規模・事業所規模・産業、医療保険者の種類（複数回答）別事業所割合
- 第 24 表 企業規模・事業所規模・産業、労働者の年齢階級、一般健康診断の結果の求めの有無及び提供の有無別事業所割合
- 第 25 表 企業規模・事業所規模・産業、歯科健診を実施しなければならない業務の有無及び健診の実施別事業所割合
- 第 26 表 企業規模・事業所規模・産業、傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の有無及び内容（複数回答）別事業所割合
- 第 27 表 企業規模・事業所規模・産業、傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組に関し困難や課題と感じている内容（複数回答）別事業所割合
- 第 28 表 企業規模・事業所規模・産業、安全委員会等の設置の有無及び設置している委員会の種類別事業所割合
- 第 29 表 企業規模・事業所規模・産業、安全委員会等の開催回数別事業所割合
- 第 30 表 企業規模・事業所規模・産業、安全委員会等を設置しない理由（複数回答）別事業所割合

- 第 31 表 企業規模・事業所規模・産業、安全委員会等を開催したときの議題内容（複数回答）別事業所割合
- 第 32 表 企業規模・事業所規模・産業、転倒災害防止対策の取組の有無及び取組内容（複数回答）別事業所割合
- 第 33 表 企業規模・事業所規模・産業、トラックへの積込・積卸し作業の有無及び作業別事業所割合
- 第 34 表 企業規模・事業所規模・産業、トラックへの積込・積卸し作業における労働災害の有無、労働災害防止対策の有無及び内容（複数回答）別事業所割合

[個人調査票]

- 第 1 表 企業規模・事業所規模・産業・就業形態・職種、性、年齢階級別労働者割合
- 第 2 表 企業規模・事業所規模・産業・性、年齢階級・職種、就業形態別労働者割合
- 第 3 表 企業規模・事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・職種、経験年数別労働者割合
- 第 4 表 企業規模・事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態、職種別労働者割合
- 第 5 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・深夜業務の有無、勤務形態別労働者割合
- 第 6 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態、深夜業務の有無別労働者割合
- 第 7 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスの有無及び内容（主なもの3つ以内）別労働者割合
- 第 8 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、ストレスを相談できる人の有無（複数回答）及び相談の有無（複数回答）別労働者割合
- 第 9 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、相談後のストレスの解消状況別労働者割合
- 第 10 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、職場での喫煙習慣の有無別労働者割合
- 第 11 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、職場での受動喫煙の有無別労働者割合
- 第 12 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、職場での喫煙に対する不快感の有無別労働者割合
- 第 13 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、働き方の種類別労働者割合
- 第 14 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、1か月間の時間外・休日労働が80時間を超えた月の有無及び医師による面接指導の有無別労働者割合
- 第 15 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、医師による面接指導を受けることを希望する申出の有無（複数回答）別労働者割合
- 第 16 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、医師による面接指導を受けられなかった理由別労働者割合

第 17 表 事業所規模・産業・性、年齢階級・就業形態・経験年数・職種・勤務形態・深夜業務の有無、医師による面接指導を受けることを希望しなかった理由（複数回答）別労働者割合

労働安全衛生調査（実態調査） （復元）推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。